

北上の顔づくり事業

景観形成強化区域における誘導方針・行為制限説明会

<開催概要>

立花・展勝地エリア

日時：2010年2月15日 18：00～20：00

会場：立花地区交流センター

人数：16名

大通り・広瀬川エリア

日時：2010年2月16日 18：00～20：00

会場：生涯学習センター 第1学習室

人数：18名

江釣子・清水エリア

日時：2010年2月17日 18：00～20：00

会場：江釣子地区交流センター

人数：13名



<内容>

1. 開 会
2. あいさつ
3. 説 明

(1) 景観計画策定の経緯と概要について

景観法 第2条(基本理念)

- 公共性
美しい景観は、みんなの財産です。
- 総合性
地域の自然、歴史、文化や人々の生活など、全部が景観をつくっています。
- 地域性
景観は、地域によって違うものです。
- 協働性
景観は、市民と事業者と行政と一緒に工夫して、守り、つくり、育てるものです。
- 創造性
景観は、ただ守るだけではなく、新しくつくっていくものです。

景観計画策定の経緯

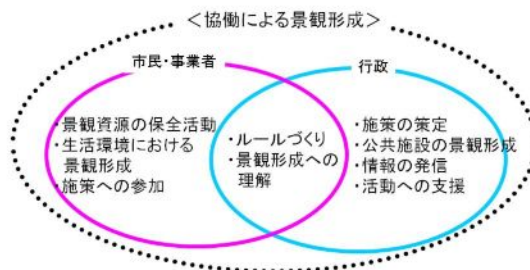
平成7年	「北上市景観形成基本方針」策定
平成13年	北上市総合計画策定 ※「美しい環境のまち」をまちづくりの目標の一つに
平成16年	景観法制定
平成18年	景観行政団体になる 景観基礎調査
平成19年	景観計画検討ワークショップ 景観まちづくりフォーラム
平成20年	景観計画策定市民ワーキング 地域との意見交換会(16地区)

⇒平成21年9月30日 北上市景観計画・北上市景観条例 制定

景観形成基本方針

<目的> 市民一人ひとりが愛着と誇りをもてる郷土を創る

<理念> 心の原風景に訴える景観をみんなで守り、創り、育てる



景観計画区域と景観形成強化区域

- 景観計画区域＝北上市全域
- 景観形成強化区域
 - ①北上川・展勝地
 - ②和賀川・清水
 - ③大通り
 - ④広瀬川

①北上川・展勝地

<方針>

自然と文化がとけあう、
趣きのある景勝地の景観づくり

- ・四季の移ろいが感じられる豊かな自然景観を守ります
- ・舟運や国見山の歴史資源をいかします
- ・川岸側から見た桜並木と山並みの眺めを守ります
- ・シンボルである珊瑚橋や北上川の背景としてふさわしい景観づくりを行います

(2) 良好な景観形成のための配慮事項と行為制限について

景観形成って？

- すきな景観 → 守る、残す、育てる
 - きれいな景観 → 取り除く、隠す
 - 気になる景観 → なんとかする、つくる
- ◆見たいものを見えやすくします
 - ◆見て、心地よく感じられるようにします

良好な景観形成のための配慮事項

- 建築物を建てる際などに**配慮する事項**や、**参考となる事例** (規制ではない)
- 周辺に広がる**景観の種類**や**景観形成強化区域**に応じて参照

②和賀川・清水

<方針>
奥羽山脈を望む緑の回廊に囲まれた、うるおいとやすらぎのある景観づくり

- ・広々とした雄大な自然景観を守ります
- ・奥羽山脈や農地の眺めを守ります
- ・桜並木や清水周辺の樹林を守ります



③大通り

<方針>
北上の玄関口としてふさわしい緑あふれる落ち着いた景観づくり

- ・統一感のある整然としたまちなみをつくります
- ・みどりの保全・創出により、うるおいのある快適な歩行空間を演出します



④広瀬川

<方針>
繁華街としてのにぎわいと快適さをあわせ持った、人々に親しまれる景観づくり

- ・表情豊かににぎわいの感じられる空間をつくります
- ・みどりの保全・創出により、うるおいのある快適な歩行空間を演出します



北上川・展勝地(例)

●建物
対岸からの眺望に対し、国見山等のりょう線を分断しないように配慮する。桜並木や周辺の史跡と調和した高さや、色彩・素材に配慮する。

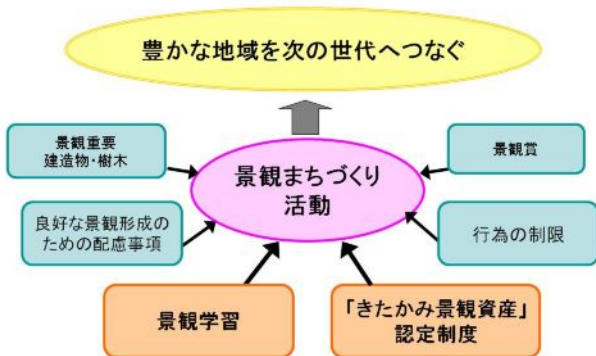


和賀川・清水(例)

●小みち・せせらぎ
清水をつなぐ小みち・せせらぎは自然な素材や色彩に配慮する。また、せせらぎの音や水草などの植物の保全に努める。



景観計画の概要



大通り(例)

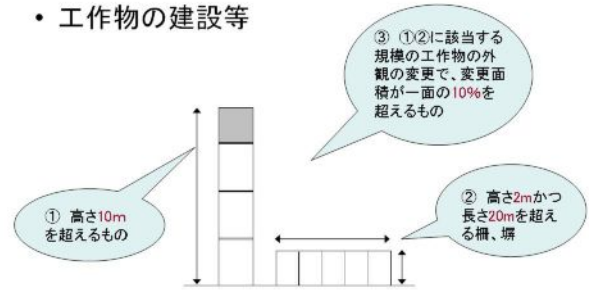


●**駐車場**
殺風景にならないように、植栽や塀等により、通りの連続性が保てるよう工夫を行う



届出が必要な行為(市全域)

・ 工作物の建設等



広瀬川(例)

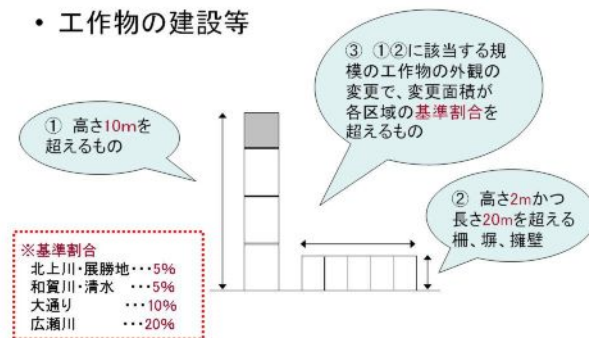


●**店先**
店先の演出やディスプレイが個性を放ち、楽しさや地域の情報発信を演出するような工夫を図る



届出が必要となる行為(景観形成強化区域)

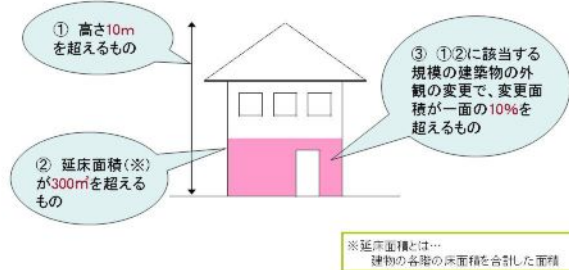
・ 工作物の建設等



(3)届出制度について

届出が必要な行為(市全域)

・ 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更



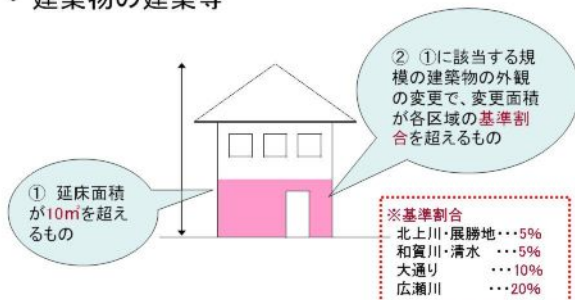
景観形成基準(市全域)

・ 色彩の基準(建築物・工作物共通)



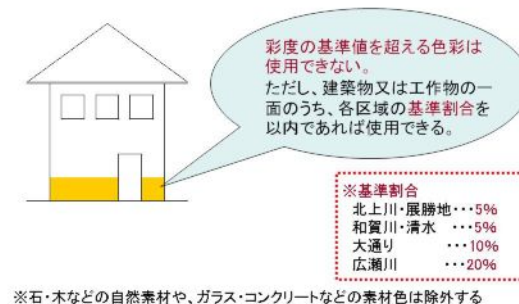
届出が必要となる行為(景観形成強化区域)

・ 建築物の建築等



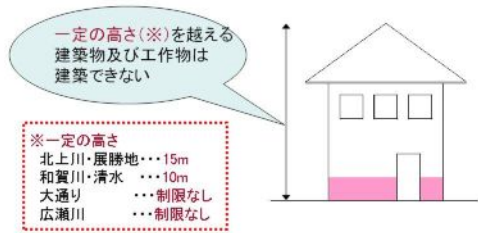
景観形成基準(景観形成強化区域)

・ 色彩の基準(建築物・工作物共通)



景観形成基準(景観形成強化区域)

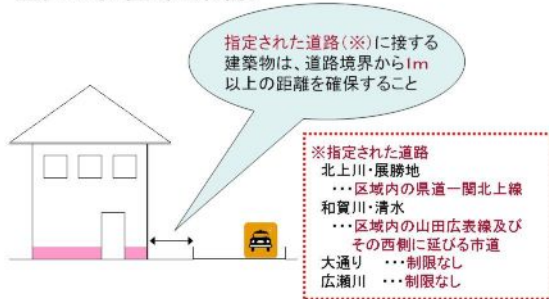
- 高さの基準(建築物・工作物共通)



※寺社、電波塔、電柱などの用途・機能上やむをえないものは除外する

景観形成基準(景観形成強化区域)

- 壁面の位置(建築物)



届出が必要な行為(市全域)

- 開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更



- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



景観形成基準(市全域)

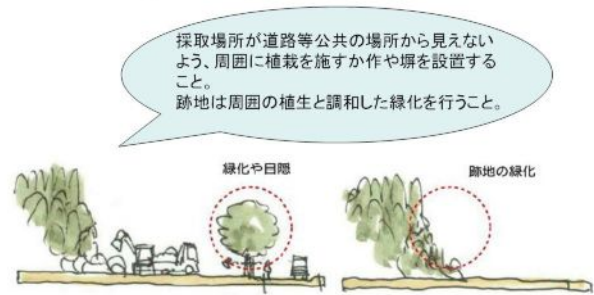
- 開発行為、土地の開墾、その他の土地の形質の変更

擁壁や法面について、緑化や素材の工夫などにより、周辺のまちなみや自然と調和させること



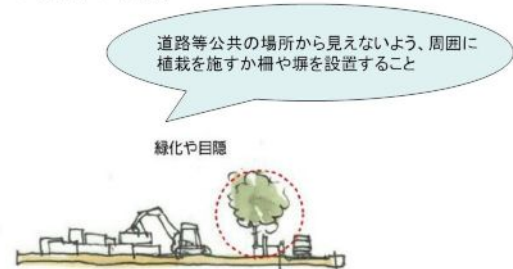
景観形成基準(市全域)

- 土石の採取、鉱物の掘採



景観形成基準(市全域)

- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

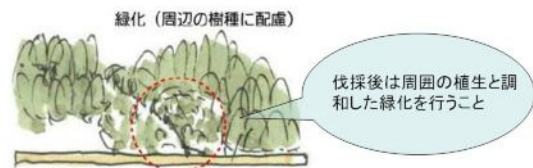


届出が必要な行為(景観形成強化区域のみ)

- 木竹の伐採

伐採する区域の面積が500㎡を超えるもの

景観形成基準



届出の対象外となる行為

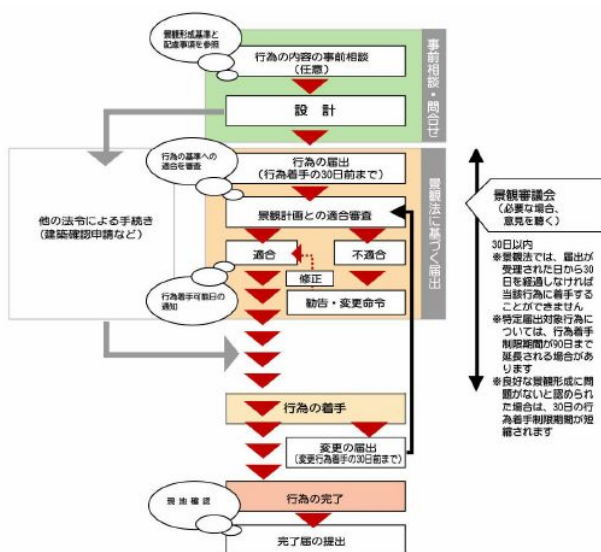
- 建築物、工作物の建築等(以下に該当するもの)
 - 地下に設ける建築物、工作物の建築等
 - 仮設の工作物の建設等
- 木竹の伐採(以下に該当するもの)
 - 間伐、整枝など木竹の保育のために通常行われる伐採
 - 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - 仮植した木竹の伐採
 - 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 非常災害のため必要な応急措置
- 農林業を営むために行う行為

経過措置について

- 平成22年4月1日から届出制度開始
(行為着手の30日前までに届出をしてください)

※平成22年4月1日から4月30日までの間に着手する行為については、届出は**必要ありません**

※3月31日までに岩手県の景観条例の届出をした場合、市への届出は**必要ありません**



4. 質疑応答

(1) 立花・展勝地地区

○届け出の対象について

(参加者)

建物の届出は公共物も必要ですか？

(担当者)

公共物も全部届出をしていただくことになります。

(参加者)

例えば、多目的斎場とか大規模なものもそれにあたりますか？

(担当者)

届出の対象になります。あと高さの制限もあります。

(参加者)

堤防やバックネットも対象になりますか？

(担当者)

バックネットについては、鉄柱が20m以上の高さになれば届出の対象になってきます。堤防についても擁壁と同じ扱いになるかと思うので、国がやる場合に、市に対して「こういう行為をします」ということを国から通知されます。

国・県の場合は届出ではなくて、通知になります。市に「こういったものをつくります」という通知になりますので、市で許可するものではないです。そこが特例です。国・県の場合は。

○配慮事項と規制について

(参加者)

この計画の内容で、北上市として独自の標準みたいなものがあつたと思いますが、それとの違いは何ですか？

(担当者)

北上市として、計画書の中で特徴のある内容は、第4章の「景観形成の推進にむけて」というところと第5章の「良好な景観形成のための配慮事項」という部分になるかと思います。第4章の中には、景観学習とか、きたかみ景観資産認定制度を盛り込んでおりますが、これから推進のための取り組みを計画書の中で明確にしています。第5章の配慮事項についても、規制ではないけれども市民の皆様にご協力していただきたい内容としてまとめているものですが、こちらについてが北上市の特

微的な部分になるのかなと思います。

基本的な項目については、法律の中で「こういう項目について決めてください」となっているので、大体一緒になっています。

○屋外広告物について

(参加者)

非常に気になるのが、看板のことで。色々な看板がありますが、立て看板や電柱にはるような張り紙・看板などの規制はどうなっているのですか？

(担当者)

看板・張り紙、あとホテルの屋上広告といったものは、屋外広告物と言って、今の段階では岩手県の屋外広告物条例というもので規制をされています。ただ、その規制の内容が大きさの規制で、色などの規制はないのですが、面積の規制がされているだけで、例えば、高速道路沿いとか新幹線の線路沿い何mには基本的には立ててはいけない、という制限になっておりますが、他の部分についてはかなり大規模なものまで立てられるような、岩手県の条例になっております。ただ、県の方でも現状を問題視しているところで、見直しの作業を進めております。23年度から、新しい岩手県の屋外広告物条例が施行になると聞いております。

○自動販売機の取り扱いについて

(参加者)

いわゆる景観強化区域をつくっているわけだから、特に展勝地一帯は一番大事な所だと思いますが、市独自のものをつくってやっていいのではないかと。あと、飲料水の自動販売機もありますよね。ああいうものにある程度規制かけていかないと、非常に目立つのも変ですので、独自につくっていち早くやってもいいのではないかと思います。

(担当者)

今、申し出のあった件につきましては、今回の景観計画をつくる際にも色々な方々のご意見をいただいて検討した経緯はあります。それで、屋外広告物とか自動販売機につきましては景観法で規制はできないのです。先ほど申し上げましたとおり、屋外広告物法といって法律が違っていて、景観法での規制はできないのです。

ただ、市独自で条例化して規制をするということではできません。

この景観計画と合わせて屋外広告物についても規制をすればよかったですのですが、両方一緒にとすると時間的にも足りなかったということもありまして、この景観計画自体も4月から本格施行しますが、あとは皆様の声があつて「もっと厳しくした方がいい」とかそういったものがあれば、当然これから見直しを図っていきますし、うちの方でも自動販売機、屋外広告物についても今後検討していきたいと考えております。

「屋外広告物関係はかなりひどい」という声もありましたので、その場合は今、県の条例でやっていますが、市の条例化をしまして規制することは可能ですので、今後前向きに検討してまいります。

○屋根の塗り替えの規制について

(参加者)

屋根の塗り替えも届出が必要になるということでしたが、今現実に住んでいる家で、景観にそぐわないような赤い屋根とかありますよね。そういったものを継続していくところは、強制的にそれを別の色に塗り替える必要はないのですか？そのまままた同じ色を使っても構わないということですか？

(担当者)

今現在、基準からはみ出た部分の色を使っている場合は、当面そのままお使いいただいて問題ありません。ただ、それを塗り替える際に同じ色にもう一回塗り替えるということはできなくなります。

(参加者)

そぐわないような色は避けてくださいということですか？

(担当者)

次塗り替える際にこの基準に合わせていただきたいということになります。

それらを「全部塗り替えさせた方がいいのではないか」という声もありましたが、この景観法が目指すものは、すぐにやろうということではないのです。例えば、50年後でもいいから、当然、家の建て替え・塗り替えも必要になってくる、その時に徐々にやっていこうというのが趣旨ですので、いつかは必ず建て替え・塗り替えの時期が

くると思いますので、その時に合わせてやっていただくということも目指しております。

○廃屋の取り扱いについて

(参加者)

人のいない廃屋とかそういうのはどうなりますか？

(担当者)

それも、この法律の中では、廃屋については「こうできる」とかそういう内容はございません。当然個人のものでありますので、そこを行政が強制的にという話になりますと、色々法的な問題が出てきます。景観法で強制的にそれらを撤去するという事はなかなかできないのですが、それについても今後の課題かなと思っておりますが、例えば、地域の中で色々な手立てをしていただければ本当はいいのですが、住まなくなって他に引っ越していったということであれば、地域でというわけにはいかないと思いますので、そこは別な法律とか検討してまいりたいと思いますので、ちょっと今のところはまだ何とも言えないところです。

○届け出の費用について

(参加者)

この届出にはお金はかかりますか？

(担当者)

無料で届出していただけます。

○制度の周知について

(参加者)

今の条例は、市民とか業者さんへの周知はどうでしょうか？

(担当者)

このようなかたちで説明会を開催させていただいておりますし、あと個別に、例えば、建築士会さんなどの勉強会に呼んでいただいたりもしております。

ただ、一般の市民の方向けというところが、もしかしたらちょっと弱いかもかもしれませんが、今回広報に合わせて、概要のパンフレットを全戸配布させていただきまして、そちらの方に、まずは届出制度が始まります、ということの皆様を知っていただいて、そこからスタートしたいと思っております。

○届け出の対象について

(参加者)

外観の、屋根とか塗り替えする時は、必ず届出をしなければならないですか？

(担当者)

床面積10㎡を超える建物を塗り替える場合、ですから屋根とか壁も全部入ります。①に該当する規模、①は延べ床面積が10㎡を超える規模の建物で、その外観の変更の場合です。

(参加者)

10㎡というとほとんど超えますよね。

(担当者)

ほとんどです。車庫もですし、10㎡というのは3坪以上ですから、3坪以上の建物で変更面積が各区域の基準割合を超えるものです。

○強化区域外の届け出について

(参加者)

強化区域以外の区域も届け出が必要ですか？

(担当者)

その他の区域は、300㎡以上が届出の対象になります。この強化区域につきましては10㎡以上になります。その他の区域は300㎡を超えるもの、あるいは高さ10mを超えるものです。

(参加者)

あと、庭の舗装などはどうですか？

(担当者)

それにつきましては、今回の対象に入っておりません。あくまでも建物、塀など建つようなものと考えてください。

(参加者)

300㎡を超えるものというのはなかなかないですよ。

(担当者)

そうですね。90坪以上の建物ですから。

先ほど申し上げました、建物10㎡以上で変更する面積が一面の5%を超えるものですので、例えば、片方の壁を塗り替えたいということで、壁の一面に対して5%、ちょっとですが塗り替える場合でも届出の対象になります。

○届け出の方法について

(参加者)

これは業者に頼む頼まないに関わらず、自分でやる場合にも届出は必要ですか？

(担当者)

必要です。ですから、特に強化区域の方々はおらかじめご相談いただきたいです。使ってはいけない色で塗ってしまった場合は、「塗り替えてください」という話になり、個人の方々の負担でということになりますので、ぜひ事前にご相談いただければと思います。

(参加者)

4月1日から始まるという話でしたが、実際には30日前の届出なので、5月1日からになりますよね。うちが新築中で外壁にとりかかるのが4月なので。

(担当者)

建てる行為は始まっていて、現在建築中であれば4月からの規制は対象外です。

○強化地区住民への配慮について

(参加者)

こういった規制地域に住んでいる方々に負担が増えてくるということで、税制面での優遇などは考えてあるのでしょうか？

(担当者)

景観を良くしようという取り組みで、景観法、法律によって地域を良くしていこうという趣旨ですので、税制面で配慮するということは考えておりません。面積など規制がありますが、それ以外の面でもできるだけご協力いただければと思います。強化区域は市内で4地区しかないわけですが、各地区で「うちもそういう風にしてみたい」とか「そうした方がいいのではないか」という声が出てくれば、今後また地区を増やしていくということも考えております。

○ビニールハウスの取り扱いについて

(参加者)

ビニールハウスは大丈夫ですか？

(担当者)

ビニールハウスにつきましては、建築確認が必要ございませんので、あくまでも建築確認が必要なもの、あるいは工作物に関してのことです。

(参加者)

車庫まわりとかビニールシートで覆われているところもありますよね。

(担当者)

いずれ面積でということになります。

○最後に

(担当者)

規制ということで、皆様の生活に直接関わる内容になります。うちの方でも、そこまで規制してまでということも考えたわけですが、強化区域、特に展勝地・北上川がある区域につきましては、このすばらしい景観をこれからも残していきたいという考えでございますので、なんとかこれから皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。



(2) 大通り・広瀬川地区

○廃屋の取り扱いについて

(参加者)

これから景観形成を良くして、まちを良くしていこうというのはわかりますが、既存の、例えば、口内に行く途中に建物の廃屋があって、非常に気になって見てしまうのですが、そういう建物に対する費用とか何かあるのですか？

(担当者)

廃屋につきましては、この景観法で、例えば、強制排除するとかそういったことはできないことになっています。廃屋といっても、もちろん持ち主がいるわけですから、行政のサイドで一方的

にそれを壊すということは難しいことで、やはり持ち主さんとの色々な折衝とか必要になってくると思います。いずれ、他の法律関係でもそれを強制的にやるということは難しいと思います。

ただ、今後この景観法ではなくて、色々問題もありますので、廃屋についても景観上計画をする必要があると思っております。今後の課題であると思っております。

○眺望の取り扱いについて

(参加者)

景観の規制はわかりましたが、盛岡のように「岩手山が見えなくなると困る」というような、展望の規制はないのですか？

(担当者)

景観計画をつくる際に、北上市の特徴は何かというところが一番基本になっていたのですが、北上市で取りたてて「ここをやろう」というのはなかなか見つからなかったわけです。北上市としましては、景観を良くすることによって何をしたいのかという方向性を決めました。

そこでは眺望点について北上市全体のことについては検討はされませんでした。今後、「北上駅から展勝地が見えない」等、皆様の意見によって、今後全体的な計画を見直すことも必要になってくると思います。

○誘導に関する補助について

(参加者)

戸建の塀ですが、盛岡辺りは「できるだけコンクリートではなく植栽を下さい」という指示をしていて、しかも何割か補助を出して「できれば木の塀をつくりなさい」ということもしていますが、そこまではまだいっていませんか？

(担当者)

北上は十分緑がある所だと思っております。それから、今回のこの計画の中にも配慮事項ということで「緑を残しましょう」とか「緑を植えましょう」というようなかたちで、皆様に配慮をしてほしいということでご協力をお願いしておりますので、補助を出してまでということとは考えていないのですが、ご協力をいただきたいということで配慮事項としています。

○届け出のスケジュールについて

(参加者)

先ほど、届出の流れについて説明がありました。例えば、当初4月中に着手する予定だったのが、どうしても5月になってしまうようなかたちになった場合、届出を先にしてその30日後でなければ着手できないという解釈でよろしいでしょうか？

それと、届出をした後に不適合であれば勧告等あると思いますが、適当だということが分かった場合に、それでも届出から30日間は着手できないという解釈でよろしいでしょうか？

(担当者)

30日前までに届出をしてくださいとしておりますが、言い方を変えている部分がありまして、届出をしてから30日間は着手できないという法律です。

ただ、届出をいただいて適合していると市の方で判断した場合は、行為着手可能日の通知というものを市で出します。「あなたの届け出は適合しているの、すぐに着工していいです」という内容の通知を出しますので、それを受け取られましたら、最初の予定日に関わらず着工していいということになっています。

4月になるか5月になるか微妙なものは、5月にずれこんでしまったということがわかった段階で、早急に届出をお出しいただくか、連絡をいただければと思います。

30日というのは、審査期間でもありますが、市の方で30日をきっちり守って許可をするということではありません。届出があれば、審査期間もできるだけ短くして、1週間程度ぐらいで問題なければ、「着手していいですよ」という通知を出しますし、30日というのは、問題があるような、勧告が必要な場合があるということで、ある程度期間を取らないと、審議会を開いて中身を審議しなければならない行為も出てきますので、それで30日としています。

極端に言えば、かなり問題があれば30日ものびのびになりまして、ここに書いてありますが「行為着手制限期間は90日まで延長される場合もあります」ということですので、問題がなければすぐにでも着工してもよいとなりますが、できるだけそういう問題のないようなかたちで出していいただければと思います。

それから、説明では出しませんでしたでしたが、届出を出さないでやってしまった場合は、罰則規定がございます。罰金がございます。これは条例ではなく、法律で明確に謳われておりますので、届出を出さないで、あるいは虚偽の届出をしたという場合は、そういった罰則措置がございますので、気をつけていただきたいと思います。

○条例施行のPRについて

(参加者)

景観形成強化区域に入っていて、これを知らないで、業者さんが来て建築届を出して、当然そこでチェックされるわけですよ。各業者さん、専門の方々には、こういう法律が施行されましたという周知徹底はなさっていますか？

(担当者)

専門の建築業者さんには、こういった機会を利用して、あるいは色んな研修会などの場でも、こういった条例ができますというご説明はしてきましたし、これからもやりたいと思っております。

(参加者)

業者といっても色々あります。勝手にリフォームをやったりする業者などあります。施主側の、一般の方の自己責任もあると思います。しっかりしたところに頼むということです。

建築士事務所協会や建築士会のメンバーに入っている所には周知徹底するようにしていますが、そうでない所もたくさんあります。もうひとつ、北上からだけではなく、他からもきている所もあるわけです。これは景観法ですが、建築基準法でさえ守らない業者もありますので、自己責任のなかで、業者をチェックする機能だけは持ってください。

(担当者)

広報等でも「4月から施行になります」ということは、これからも何回も出したいと思います。

○景観審議会について

(参加者)

景観審議会を設けるようですが、メンバーはどうかたちで選ぶか決まっていますか？

(担当者)

景観審議会のメンバーはもう立ち上げておまして、すでに2回開催しております。開催した

のは、計画の中の、きたかみ景観資産の認定の関係でしたが、メンバーにつきましては、国の役員の方とか、県庁の都市計画課の課長さんとか、このなかの平野周さん、高橋敏彦さんにも入っております。全部で14名の方をメンバーとしております。

(参加者)

そうした場合に、利害関係者とバッティングするということはあると思いますか？

(担当者)

実際にはあるのですが、あとは審議会の委員であるという考え方というか、北上市のためにということをお願いしたいと考えております。利害関係者をのぞくとなると、建築専門の方もいなくなってしまうので、そこはモラルの問題で、お願いしたいと思います。

○届け出の際のチェックリストについて

(参加者)

先ほどの届出の添付図書についてですが、今日資料としていただいた景観計画の配慮事項のチェック表については強制ではないのでしょうか？

(担当者)

配慮事項の内容は強制ではないですが、チェックリスト自体はご提出いただきたいと思います。

(参加者)

具体的な取り組みという項目があるのですが、その記入事例というか、どこまでどう書けばいいかわからない部分があるので、モデル的なものをお願いします。

(担当者)

ホームページに届出用紙自体も、チェックリストなどもあげていなかったのですが、順次ホームページも整備していきたいと思っております。記入例ものせたいと思います。

○届け出の添付図書について

(参加者)

先ほどのお話ですが、添付図書に関して、条規の中でチェック表について特段書いてないので、書かなくていいのかなという解釈でしたが、必要だということですね？

(担当者)

その他、市長が必要と認める書類として取り扱

います。

ただ、このチェック表に全部チェックされていないからだめだというものではございません。ある程度、配慮になっているかどうかというのを確認したい、もしよければ、配慮していただければということで、理解していただければと思います。



(3) 江釣子清水地区

○木竹の伐採について

(参加者)

江釣子の清水の里に柳の木がありまして、それを「切ってくれ」と言う人もいるし、「残してほしい」と言う人もいます。今は上の方を剪定してそのままにしていますが、もし「切ってくれ」と言う人が多かったら、切ってもいいのですか？それとも残さないといけないような景観になるのですか？

(担当者)

伐採するということになりますと、今の届出行為、あるいは規制内容からしますと、500㎡を超えるものを全部切る場合には届出が必要になります。

ただ、届出をしていただいて、市の方でだめだということではないです。届出をしていただきまして、切るのだけどその後の何らかの緑化の措置をしてほしいということの確認になりますので、切る場合は、計画書の中の「伐採後は周囲の色彩と調和した緑化を行うこと」、これが条件になります。ですから、この条件を満たさないもので、伐採したいという届出があっても、市の方で「その後緑化してください」という条件はつきます。柳に代わるもの、例えば丈の低いものを再度植えるとか、そういったものであればよいという内容になっています。

景観上、こういった基準を決めておりますが、だめだということではなく、それに代わるものを作っていただければ、そういう行為をしてもいいということになりますので、そこをご協力いただければと思います。

実際には、枝を剪定したり、あの状況が通常の間伐とかそういう行為にあたるかということ、疑問な点もありますが、でも、残しておけばまた枝がはって緑が増えてきますから、今現在では伐採ではないと考えられますが、もし全部切るということになれば、500㎡を超えるのであれば、届出が必要になってくるということになります。

実際に、ご相談いただければ、もう少し詳しい内容で答えられるかと思えます。

この計画は今年4月からになりますので、去年切った行為については別に罰則等はありません。

○景観計画のPRについて

(参加者)

市の景観計画、これだけを見て皆さんがどれほど理解するかというのが一番の問題だと思いますが、今後どのようなかたちで皆さんに知ってもらうのですか？これで終わりですか？

(担当者)

今後も、まだ4月までには時間もありますので、インターネットや広報等で説明し、実際に建物の建築設計をなさる専門の方々、業者の方にこれからも周知してまいりますし、当然4月以降もやっていきたいと思っております。具体的にいつやるということにつきましては、これから検討をしていきたいと思っておりますが、周知徹底は図っていききたいと思えます。

○強化区域の屋根の取り扱いについて

(参加者)

形成強化区域というのは大体わかりますが、それ以外の地区は、例えば、トタン屋根等は赤いものがあつたりするが、この制度が浸透してこれが守ってもらえるかどうかというのが心配です。自分の家の屋根を自分で塗っている人も結構います。真っ赤な色で塗っている人もいますが。

(担当者)

景観形成強化区域は、市内4つの区域を定めました。そこにつきましては、色も奇抜なものはやめましょうということで、一般の区域よりはきつ

めでやっております。

ただ、そこを除く部分につきましては、市内全域では、例えば建物関係については高さ10mを超える建物、あるいは300㎡を超える建物、90坪以上の建物について、新築あるいは屋根の塗り替え、壁の塗り替えが対象になりますので、一般の住宅ではなかなかないのではないかなと思っておりますが、一般の住宅もそれをを超えるものについてはかかってきますので、これからも市内全域、周知を図っていきたくと考えております。

事業をやっている方々、お店とかアパートを経営されている方、工場とか、そういった所はひっかかりますので、周知はもっと重点的にいききたいと考えております。

○届け出の対象について

(参加者)

高さ10mを超える建物、300㎡を超える建物は色彩もですか？それ以外の住宅は？

(担当者)

300㎡以下のものについての届出は必要ありません。届出対象とは何をいうかということ、まず第一に色をいいます。それから、強化区域につきましては、その他に高さ、道路からの距離も書いています。

市で定めているのは、今回は重点的に色の制限を図っていきたくというのを基準に考えております。

現在、極端に言えば、黄色で塗ってある家とかありますが、それについて4月以降に直していただきとか、そういうことではございません。次回、建てなおす時とか色を塗り替える際には、この基準に合った色でやってくださいということですので、まだまだ先の話かもしれませんが、景観というのは今すぐやるということではなく、50年かかって、100年かかって、だんだん良くしていきましょうということと考えておりますので、すぐに結果を求めるといってはなりません

基準についても、少し厳しい内容になっていると思いますが、最初はできるだけ緩やかにやっていこうと。やってみて徐々に、例えばこの300㎡というのも、もしかしたら200㎡になったり100㎡になったり、これから基準は変わっていくというのもあり得ます。

それは皆様方のご意見を伺いながら検討して

いきたくと考えております。

○届け出の主体について

(参加者)

届出するのは資格者でないとだめですか？

(担当者)

原則は、届出者は建物の持ち主さんです。代行で、実際に書類を作ってくれるのは建築士会の方々とか設計士さんとか、あるいは塗装業者さんかもしれませんが、届出自体は、例えば高橋さんの家であれば高橋さんの名前で届けてください。

(参加者)

届出で、建物や敷地の図面を書いたりすることはないですか？

(担当者)

ないです。ただ、添付書類で建物の図面をつけてください、というのはありますので、簡単に自分で色を塗るということであれば、屋根は大体このくらいの寸法、ぐらゐの図面でいいと思っておりますが、新しく家を建てるということであれば、建築確認が必要になってきますから、その図面を添付していただくということになります。

○事業者への届け出に関するPRについて

(参加者)

業者にもこういう風になりましたということは、説明されているのですか？

(担当者)

基準を作る際に、建築士会の団体さんとか塗装業者の団体さんとか、そういった方々にも入ってもらって基準をつくっております、ですから、その代表者の方々から流れていくと思っております。計画書も当然配布はしております。

(参加者)

説明会に来たりして聞いている人はわかりませんが、普通の人にはこれを渡されても8割ぐらいの人は細かい所を見ないです。そうなると、やっぱり建築業者や塗装屋さんなどの業者に徹底した指導をしていかないと意味がないと思っております。

(担当者)

そちらの方にも重点的にやっていきたくと思っております。問題なのは、北上市内で営業している方々はいいいのですが、他から来る業者さんはこれ自体知らない方もいらっしゃると思っております。そちらの方も色々とPRをしていきたくと思っております。

届出を出さなくても、新築であれば建築確認もありますので、建築住宅課の方で「このような制度があります」と連動させるようにしておりますので、そこは協力しながらやっていきたいと考えております。

○景観形成に対する予算について

(参加者)

建物など、これからやることについてはわかりましたが、現状あるもののお話で、清水の里に、石垣で作った護岸という家があるのですが、木の釘でうったところが10何年たって腐ってくずれています。そういうものを直すための予算がないので、ずっとそのままきて、ますます腐ってくるわけです。そういうものは、どこの予算で直すのですか？

作ったものが壊れていくのは、やっぱり景観が悪くなるから、お金がかかってもそこを直さないといけないのでは？

(担当者)

すずの施設というのは、県で工事をして、まだ現在も県の持ち物なのです。その維持管理は市の方でやるということになっていまして、農地林務課というところが担当しております。農地林務課で予算を取って、地元の方々に草刈りとかお願いしています。

景観については、市で決めたものですから都市計画課だけの話ではなくて、何をやるにしてもこの景観を守っていかなければならないというのは、市の庁舎全体でのお話になりますので、景観上悪くなるものについては、それぞれの担当する部署で景観に配慮したかたちで、これからのおしていくとか予算をつけていくという方向にはしていかなければならないと思っております。

ただ、だからといって予算がどんどんつくかという、それはまた別問題になりますので、景観のための支援というのはなかなか厳しい状況ではあるので、例えば県の支援事業とかそういったものもございますので、それを活用することで、市でも県とアクセスしたりして皆さんにご紹介したりしてやっていきたいと考えています。

当然、市でやらなければならないようなものについては、市できちんと景観に配慮した作りをしていくということは考えております。

○強化区域の施設管理について

(参加者)

景観のために市が決めても、それを管理するのは地元です。

(担当者)

市の施設であれば、当然市がやらなければならないのですが、地元の方々とはできるだけ協力しながらと考えております。

ただ、景観で言えば、市内全域としましたが、ほとんどが民有地なわけです。ですから、市の施設よりも、民有地のこれからの景観をどうしているかというのがもっと重要な問題でして、こういう計画をつくって皆さんに中身をじっくり見ていただいて、自分の持っている家、土地、財産、そこをこれから良くして行ってほしいということで、配慮事項とかそういったものをのせて、それを見ながら、できれば景観を良くして行ってほしいということで、こういった計画をつくっていますのでご理解いただきたいと思います。

市でやらなければならないものは、市できっちりやっていかなければならないと思います。

○景観資産について

(参加者)

景観資産、これは1回認定すると、個人であれ企業であれ、認定の取り消しはできないのでしょうか？

(担当者)

認定したら、基本的にはずっと資産であり続けますが、その景観資産の制度の趣旨が、ある程度の団体、例えば自治会さんとか自治協さんとか、そういった団体で景観を守るための活動をしているということが認定の条件になっています。なので、そういった活動を続けられている限りはきたかみ景観資産ということですよ。

(参加者)

個人というのではないということですか？

(担当者)

個人が所有している土地かもしれないのですが、認定されるのは団体で活動しているものが対象になります。

○木竹の伐採について

(参加者)

木を切る場合は500㎡を超える面積、という

話でしたが、宅地内にある木を切る時にも規制をされるということですか？

(担当者)

極端に言えば、それを規制するためにもうけたということですか？

ただ、500㎡というのはかなり広い面積ですので、通常の家であれば、150坪ぐらい、そこに全部木が植えてあるということですが、それを全部切るということであれば届出が必要です。

農村景観配慮事項というのがありまして、いぐねの話、屋敷林の話がのっていて、これを後世に残したい、大事にしましょう、ということも景観の趣旨になっています。ですから、500㎡を超えるものを切る場合は、届出をしていただく。うちでは許可するとかそういうことではないのですが、これを切ってもそれに代わるものを何とかお願いします、ということです。代わるものをまた植えて、50年後にはまた同じようなかたちになるようにつくってください、という趣旨で考えていただければと思います。

○「光」の取り扱いについて

(参加者)

色彩の話ですが、光とか照明というのは今回は入っていないのですか？

(担当者)

この計画をつくる際にその検討もしました。光の色彩については、なかなか難しい面がありまして、色彩の番号とかで表せないものも出てきますし、個人的な目の錯覚とかもあるので、今回の景観計画、規制のなかには入れておりません。

ただ、今後、他の市の事例など参考にしながら、そちらは入れるかどうか検討していきたいと考えております。

例えば、函館のように、照明がきれいに見えるのは素晴らしい景観だと言われておりますし、ただ、その中に住んでいる人達はだめだという話もあるし、そこは難しいところがあります。

北上では、口内の方からおりてくる時に「北上のまちの明かりがいい」と言う人もいらっしゃいますが、それをもし規制した場合、今度は「さみしくなる」と言う人も出てくるかもしれません。

今後、色んな地区の事例を見ながら、ここ何年という単位ではないかもしれませんが、50年、100年というスパンで考えなければならない

ので、そこは検討していきたいと思っております。

(参加者)

スキー場とか、あれはあれできれいだと言う人もいるけど、ある人は渡り鳥の障害になるとも言っています。

今回はのっていないのでいいのかなと思いましたが。

(担当者)

検討段階では話は出ました。今後、また検討していきましようということになっています。



5. 閉会